

# 規制緩和に向けての取り組み

コミュニティ放送は、1992(平4)年1月の制度化から、いくつかの規制の緩和を経てきている。その大きなものは、以下の3つだ。

- 1 市町村に複数の開設を認める改正 (平成6年6月)
- 2 空中線電力の上限の引き上げ
- 3 地方自治体からの出資比率制限の撤廃 (平成7年7月)

郵政省(現:総務省)はコミュニティ放送の制度化に際し、「各地方電監ごとに一部のコミュニティ放送局に限定してスタートさせることとし、その結果を踏まえて、必要があればさらに制度面の手直しを行い、その上で全国的展開を図る」方針だった。しかし、実際にコミュニティ放送が開局してみると、その方針が実情と合わないことが判明。その後、規制緩和が進められることとなった。

この3つの規制緩和のうち、「空中線電力(送信電力)」については、JCBAの働きかけによりその改正が実現している。またこの他、ラジオ放送に欠かすことのできない音楽・音源の使用に関わる「著作権料」の問題にも、JCBAとして総力をあげて取り組み、交渉を成立させている。

本章では、この「送信電力」と「著作権料」について、JCBAがどのように取り組み、成果を上げてきたのか、それぞれ検証していく。

## I. 送信電力の増力【第一次増力】

1994(平6)年8月~1995(平7)年4月

# 送信電力10Wへの取り組み

## 「聴こえない放送局」からの打開に向けて

「第1回コミュニティ放送サミット守口」において、今後のコミュニティ放送事業の推進に関して、さまざまな課題が抽出された。その中でも、JCBAが取り組まなければならない最初の大きな課題が、「聴こえない放送局」からの脱却、つまり「送信電力(空中線電力)=1W」という微弱電波の増力問題であった。

「送信電力(空中線電力)」とは、一言でいうと“電波を送信する力”のことである。これが強ければ強いほど、より広範囲に電波を送信することができる。しかし、送信電力が強くと放送範囲が広がりすぎると、同じ周波数帯の複数局が放送エリア(コミュニティ放送の場合は市町村)を越えて混信してしまう恐れがある。

1992(平4)年、郵政省(現:総務省)がコミュニティ放送制度施行に際して掲げた主たる目標は、「全国市町村に隈なく放送が行きわたること」だった。そのこと

を踏まえ、3300を超える市町村すべてに周波数の割り当てが可能なように、コミュニティ放送の送信電力は1W以下に抑えられた。また、認可条件の一つとして送信ポイントの高さ制限が設けられ、送信電力は1Wが上限、高さは100m以内と規定された。この高さを超えるコミュニティ放送局には、そのエリア環境を鑑みた上で、1W以下の送信電力が割り当てられることになった。



送信電力10Wへ向けて動き出した様子を伝える記事  
1994(平6)年5月11日 日本経済新聞

## 増力に向けて行動開始へ

例えば、地上52mに送信ポイントのある「エフエムもりぐち」には、送信電力1Wが割り当てられた。しかし、「FMいるか(函館山ロープウェイ)」は函館山山頂の標高334mという高さに送信ポイントを持っており、そこから送信電力1Wで電波を出すと青森まで届いてしまうという状況が発生するため、上限の10分の1である0.1Wという微弱な送信電力に抑えられた。

しかし、この条件では放送範囲は相当限られ、地形条件等にもよるが、せいぜい半径2~3km程度にしかない。これでは地域住民にとっての利便性が低くなることはもちろん、自治体からの出資を受けることも困難となる。また、広告獲得の営業活動においても、「1Wでは話にならない」との声が広告主からしばしば上がっていた。

この送信電力に関する規制緩和がなければ、コミュニティ放送の存立は不可能であり、また、全国普及もおぼつかない。これが先発9局の共通認識であり、「全国コミュニティ放送サミット守口」の終了後、すぐに状況打開のための行動が開始された。

## 実態調査の結果を得て

1994(平6)年8月、JCBAは、郵政省放送行政局第二業務課(現：総務省情報通信政策局地上放送課)へ増力の可能性について打診を行った。そして同年9月に、JCBA幹事会は郵政省事務局と折衝を持つ。この時、郵政省側から、送信電力1Wにおける電波の伝播実態を提出するよう要請があった。

この“伝播実態”については、「エフエムもりぐち」において、同年7月から1カ月を通じ、守口市内120ポイントを対象に行った調査結果があった。それによって、一つの自治体(この場合は守口市)全域をカバーし、かつ、1階室内の窓際で聴取可能とする場合、送信電力20Wが最低限必要であるという結論が出ていた。また、要請後に調査を行った「FMいるか(函館山ロープウェイ)」においても、同様の結果が出た。

JCBAは、それら二つの実態調査を9月下旬から10月下旬にかけて郵政省に提出した。また、それと並行して、すでに開局していた全10局において「自治体とコミュニティ放送の現状調査」を実施した。

## 電波監理審議会への諮問

このような地道な調査と郵政省とのすり合わせの結果、1994(平6)年11月8日にJCBAの木村太郎会長、西野鷹志副会長と、放送行政のトップ・江川晃正郵政省放送行政局長(当時)との会談が実現した。この会談を受け、郵政省放送行政局第二業務課は、コミュニティ放送の規制緩和に対する環境整備に着手した。

競合団体との調整など、解決すべき問題はあったが、同年12月18日、郵政省放送行政局第二業務課は電波監理審議会に対して、コミュニティ放送の増力等、規制緩和に関する諸事項を諮問した。そして、1995(平7)年2月23日、電波監理審議会から原案を適当とする答申が出された。送信電力10Wが認められた瞬間だった。

郵政省はそれを受け、同年3月9日にコミュニティ放送の各種規制緩和を官報に告示し、同時に全国の電気通信監理局に省令通達を行った。そして、年度が明けた4月から変更申請を受け付けた郵政省は、4月22日、「エフエムもりぐち」に対して第1号の10W本免許を交付した。その後、他の局に対しても次々と増力が認可され、全局が送信電力10Wという体制となった。

## 「10W時代」の達成

こうしてコミュニティ放送の「10W時代」は実現した。これにより、放送範囲は半径5~10km程度に広がり、自治体からの出資も以前より容易となった。また、同年1月17日の阪神・淡路大震災を契機としたコミュニティ放送の価値認識の高まりとも相まって、その後、コミュニティ放送は開局ラッシュを迎えることとなる。

### 開局相次ぐ コミュニティ放送

規制緩和の効果が申請手続きも簡単に

「全国コミュニティ放送」いよいよあるなら希望に叶うことになる。うとモットみたない形で協議会の会長が受け入れられた。うとで開局してつよのようす。作った会社だ。たすね。

たいさつから開局したい。けいせきを受けることになった。——それが藤は七が集

のです。ところが、今でもまだ整理していません。互いの意思を出して、互いに

本村、平成6年の五月に全うですが法人格はありません。それを解決するために動き、うとで決まっています。

にコミュニティ放送協議会が、七社の会談だけですが、わけてきたのですが、具体的

設立されたわけですが、最初、務所も持てません。それで、このまな問題が生じ、わ

会合は行わなかったですね。二、本村、最初にきたミニ

それで開局は出たけど、ただ出して講ぐらやめま。本村、最初にきたミニ

んです。郵政省に一番近しいところなので、私のコミュニティ放送自体がこの制

は、うとで決まっています。1W

うとで決まっています。1W

うとで決まっています。1W

1W→10Wの規制緩和達成後、  
開局が相次いだ  
1996(平8)年8月7日 電波タイムズ

## II. 送信電力の増力【第二次増力】

1997(平9)年～1999(平11)年3月

## 送信電力20Wへの取り組み

## コミュニティ放送、開局ラッシュ

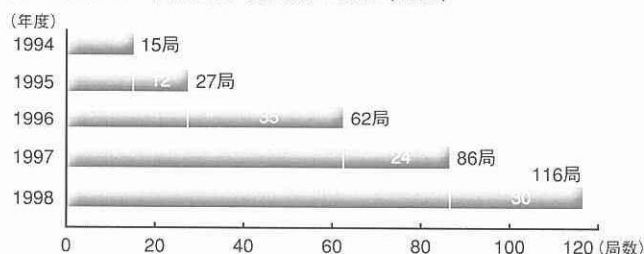
1995(平7)年4月の送信電力1Wから10Wへの増力という規制緩和、また、阪神・淡路大震災における放送活動によって世間的な認知が高まったことなどを受け、コミュニティ放送は開局ラッシュを迎えた。コミュニティ放送制度が施行された1992(平4)年度から1994(平6)年度までの全開局数は15局だったのに対し、1995(平7)から1998(平10)年度にかけては少ない年でも12局、多い年には30局以上が開局し、急速に増加していった。(※下グラフ参照)

続々と開局したコミュニティ放送は、それぞれの開局ポリシーに沿って、地域のニーズに応じた特色豊かな放送活動を展開した。しかし、市町村単位を放送エリアとするコミュニティ放送は、その限られたエリアゆえの長所である「顔の見えるコミュニケーション」は満喫できるものの、同時に大変厳しい経済環境を強いられるという二律背反の状況を背負い続けることとなった。

当時のコミュニティ放送局は、その半数以上が第三セクターとして開局しており、自治体からの出資が運営資金の大きな柱となっている局が多かった。しかし、対応する自治体全域を隈なく放送エリアに収めなければ、自治体からの資金獲得は難しいという実態もあった。送信電力10Wではその条件をクリアできない局が多く、さらなる増力(規制緩和)がJCBAの生命線ともいえる課題となっていた。

JCBAでは木村太郎会長以下、事務局を中心に送信電力の規制緩和の働きかけが日常業務として営々と続けられた。その結果、1997(平9)年に大きなチャンスが訪れる。「FM放送局の置局に関する技術的条件(FM放送置局基準)」の見直しに向けた動きが始まったのである。

■コミュニティ放送局 開局数の推移(累計)



## 「FM放送置局基準」見直しの始動

FM放送置局基準は、1961(昭36)年度から1963(昭38)年度までの電波技術審議会(現：電気通信技術審議会)における審議結果によって、1969(昭44)年、日本における初のFM放送局、NHK-FMの本放送開始に合わせて施行され、以降、約30年にわたり見直されることはなかった。

しかし、FM放送を取り巻く環境は、その間に大きく変化していた。施行当時、FM放送の受信は大型ステレオセットのチューナーなどによる固定受信が中心であったが、それがラジカセやカーラジオなど、携帯・移動受信にその中心を移してきていた。また、受信機についても、30年前は真空管式のものであったが、半導体技術の向上によって、小型で高性能、かつ低廉なものが広く普及していた。

それらの状況を踏まえ、1997(平9)年5月26日、郵政省の電気通信技術審議会に「FM放送局の置局に関する技術的条件」の諮問が行われた。この諮問の背景には、コミュニティ放送の存在が大きく関係していた。電気通信技術審議会における諮問の背景説明として、郵政省放送行政局放送技術政策課長であった小林哲氏(現：社団法人電波産業会常務理事)は次のように語っている。

「コミュニティ放送というものの数が増えてきております。特に1994(平6)年度に最大空中線電力を1Wから10Wにしたということ、また、1995(平7)年1月の阪神・淡路大震災をきっかけとして、各自治体等におきまして、災害時のこういったFM放送の活用等についての検討が積極的に進められていることなどがあります。現在、70社ほどが放送していますが、今後も相当数の置局が見込まれる状況になっております。このようなコミュニティ放送の現状が、今回の諮問の直接的な引き金になっております」。

この諮問は、JCBAが続けてきた送信電力増力に向けた活動がもたらした成果といえる。

## FM放送置局技術委員会の設置

この諮問の結果、30年の間における技術的環境、社会環境の変化を客観的にとらえ、現状に即した新しい「FM放送置局基準」を審議する体制としてFM放送置局技術委員会を設置し、調査の促進を図るため、その下に分科会を置くことが決議された。

委員会の専門委員としては、放送業界、受信機製造業界、シンクタンクなど、関係する各業界から19名が任命され、委員長には慶應義塾大学理工学部教授の中川正雄氏が就任した(\*右参照)。JCBAからは木村太郎会長が専門委員として、また、田中康弘氏(エフエムもりぐち)が分科会メンバーとして加わることとなった。

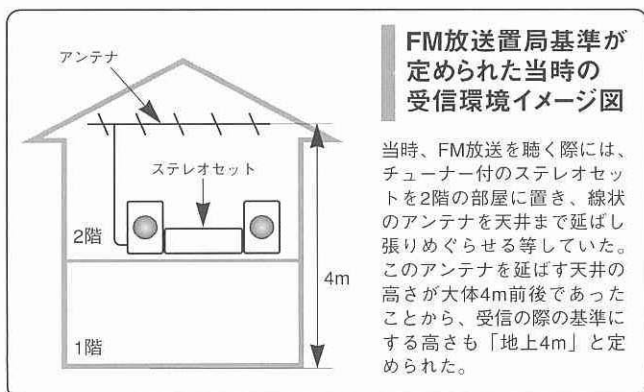
こうして、「FM放送置局基準」が30年ぶりに再検討されることとなった。

## 分科会における調査検討

FM放送置局技術委員会の検討は1997(平9)年6月から開始された。まず、調査体制として、「FM放送の現状」「受信関係」「送信関係」の三つの分科会が置かれることとなった。

「FM放送の現状」では、FM放送だけでなく、ケーブルテレビなど、FM放送の電波を使用してサービスを行っている分野にまで範囲を広げて調査を実施した。「受信関係」では、受信機の性能・種類、FM放送評価用の受信機及び受信空中線などの調査、また、FM放送の電波がテレビ放送に及ぼす影響についても調査が行われた。「送信関係」では、送信・中継装置の性能・種類、電界強度の測定方法及び計算方法、また、都市化によってもたらされた都市雑音等についても調査が行われた。

JCBAが主に担当したのは「受信関係」だった。主な検討項目となったのは、行政当局(当時は郵政省、現在は総務省)がチャンネルプラン策定の際に用いるFM放送評価基準受信機、及びその受信高度についてであった。この当時まで基準となっていたのは、「受信機」はいわゆる「ステレオセットのチューナー」、また「受信高度」は「地上4mの高さ」とされていた>(\*下図参照)分科会には、日本を代表する受信機メーカーの設計等技術責任者がメンバーとして参加、この測定方法が現状に



## FM放送置局技術委員会 委員

(所属・役職は当時)

委員長	中川正雄	慶應義塾大学 理工学部教授
委員	青柳公男	日本放送協会 技術局計画部 専任部長
	新本孫宏	シャープ株式会社 専務取締役技術本部長
	木村太郎	全国コミュニティ放送協議会 会長
	倉本 實	NTT移動通信網株式会社 常務取締役 研究開発部長
	河野文男	ソニー株式会社 専務取締役
	塩見 正	郵政省 通信総合研究所総合通信部 部長
	島山博明	日本電気株式会社 常務取締役
	園城博康	株式会社エフエム東京 技師長
	辻村省治	日本無線株式会社 常務取締役 事業部門副総括兼三鷹製作所副所長
	手塚祐幸	社団法人日本CATV技術協会 常任副理事長
	トーマス・P・ローガン	米国電子協会 日本事務所 所長
	長澤雅浩	松下電器産業株式会社 取締役
	西澤定律	沖電気工業株式会社 専務取締役
	ハトリック・キャロル	欧州ビジネス協会 通信・情報処理アドバイザー
	古川 享	マイクロソフト株式会社 代表取締役会長
	古川弘志	社団法人電波産業会 専務理事
	松村雅司	三菱電機株式会社 関連会社部 理事
	森 忠久	社団法人日本民間放送連盟 事務局次長兼研究所長 (50音順・敬称略)

即しているかどうかについての調査検討が行われた。

調査対象は多岐にわたり、また、30年の間における変化が激しいものであったため、各分科会とも非常に努力を要することとなった。

## 審議結果の報告

1997(平9)年6月から1998(平10)年4月までの約1年間にわたり、委員会は計5回、分科会は計8回開催され、調査検討が行われた。その結果、環境面、技術面でのさまざまな変化が確認され、それに対応した「FM放送置局基準」の変更点が指摘された。そして、1998(平10)年4月21日の電気通信技術審議会において、審議結果が報告され、審議会はその方向性を是として答申を行った。

その変更内容は、主に以下の三点にまとめられる。

- (1) 置局に関する検討を行う際のFM放送評価用の受信機及びアンテナを、いわゆる「ラジカセ」に変更すること、並びに標準的な受信形態としてアンテナを地上高2メートルに下げることにより、携帯・移動受信を中心とする受信形態への変化に対応できること。
- (2) 置局の制約条件の緩和、明確化等により、送信側の技術的な選択肢が明確となり、結果として周波数の有効利用の促進が期待できること。
- (3) FM放送波の電界強度に関し、規定値の現行化、測定方法の標準化及び計算方法の簡素化により、置局に関する検討をより効率的に行うことができること。

(1998(平10)年4月21日 郵政省の報道発表資料より)

この見直しによって、コミュニティ放送が諸条件を満たす送信電力は、計算上、現状(10W)の4倍以上が必要であるとの結果が導き出された。コミュニティ放送関係者は、その結果を踏まえ、送信電力の上限が50W以上に規制緩和されることを期待した。

### 送信電力20Wへの増力実現

電気通信技術審議会の答申を受け、郵政省では関係省令の改正案を作成し、1999(平11)年1月18日の電波監理審議会に「放送用周波数使用計画の一部変更案について」として諮問を行った。その中では、送信電力について、NHK及び日本民間放送連盟(民放連)加盟局は現状維持、コミュニティ放送に関しては上限を20Wに引き上げるとの内容が明記されていた。

その席上、「現在開局しているコミュニティ放送局のうち、どのくらいが今回の措置の適用となるか」と

の質問があり、その調査と意見聴取が求められた。そして、同年3月30日の電波監理審議会において、その調査と意見聴取の結果報告に基づき審議された結果、改正案を適当とする答申が行われた。

こうして、10Wから20Wへの増力が実現した。

## コミュニティ放送 出力最大値高める

**郵政省 受信環境改善を諮問**

郵政省は18日、FM放送の送信所の設置場所の自由を高めること、コミュニティ放送の出力を増やすこと、地上アナログ音声放送の受信環境の改善等を電波監理審議会に諮問した。

ラジオの普及に伴い、受信環境の改善を促進し、形が移動受信を推進することになった。送信所を20Wに引き上げ、地上アナログ音声放送Aの放送を停止させるのに対し、地上アナログ音声放送Aの送信電力を10Wから20Wに引き上げる。地上アナログ音声放送Aの送信電力を10Wから20Wに引き上げる。地上アナログ音声放送Aの送信電力を10Wから20Wに引き上げる。

「10W→20W」を郵政省が電波監理審議会に諮問  
1999(平11)年1月22日 電波タイムズ

## 資料 FM放送の受信環境の改善等に向けて (1999(平11)年3月30日発表)

### 放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の一部変更

郵政省は、技術進歩、移動・携帯受信等の受信形態の変化等を踏まえ、受信環境の改善及び更なる周波数の有効利用等を目的として、FM放送局に係る放送用周波数使用計画の一部変更について、平成11年(1999年)1月18日に電波監理審議会に諮問していたところですが、本日、同審議会から原案を適当とする旨の答申を受けました。

本件に係る変更は、本日付けで行います。  
なお、本件の概要は以下のとおりです。

#### 1 経緯

- (1) 現行のFM放送置局基準は、本放送開始(昭和44年<1969年>)当時の条件に基づき策定され30年近く運用されてきているが、技術進歩による受信機能向上とともに、カーラジオやラジオカセの普及により受信形態が移動受信や携帯受信に変化している。
- (2) また、地上アナログ音声放送は、小型で簡便な受信機で手軽に聴取でき、特に非常災害時にも有効であり、放送のデジタル化が進む中においても引き続き21世紀における情報通信メディアとしての役割を有している。
- (3) したがって、技術進歩、受信形態・環境の変化をとらえ、適切な行政上の措置を行っていく必要がある。

#### 2 変更内容

- (1) 超短波放送(地上系)の送信条件(置局基準)について、受信環境の改善及び更なる周波数の有効利用等の観点から、受信形態の変化に対応して送信空中線の設置場所の選択の自由度を高める。
- (2) コミュニティ放送について、周波数の有効利用及び受信者の利便性の向上を図る観点から、コミュニティ放送の区域を一つの周波数でより効率的にカバーする場合には、その空中線電力について、他の局への混信を与えない範囲内において、最大値を10Wから20Wへ変更する。

(郵政省放送行政局放送技術政策課)

(郵政省 報道資料より)

#### 現 行

- 第1 総則  
1~8 (略)
- 9 コミュニティ放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、原則として、周波数は次の周波数のなかから選定し、空中線電力は10W以下で必要最小限のものとする。  
76.1MHz 76.2MHz 76.3MHz  
76.4MHz 76.5MHz
- 10 (略)
- 11 以上のほか、放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次の掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。
- (1) ~ (3) (略)
- (4) 超短波放送(地上系)については、必要と認められる場合には、指向性空中線を使用させることができるものとする。
- (5) (略)

#### 変 更 案

- 第1 総則  
1~8 (略)
- 9 コミュニティ放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、原則として、周波数は次の周波数のなかから選定し、空中線電力は20W以下で必要最小限のものとする。  
76.1MHz 76.2MHz 76.3MHz  
76.4MHz 76.5MHz
- 10 (略)
- 11 以上のほか、放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次の掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。
- (1) ~ (3) (略)
- (4) 超短波放送(地上系)  
ア 必要と認められる場合には、指向性空中線、斜角付き空中線及び垂直偏波を使用させることができるものとする。
- イ 放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)第7条第1項第2号による送信空中線の設置場所の制限に対する同条第2項の適用については、他の放送局の送信空中線の設置場所に近接して設置するよりも近接していない場所に設置した方が、電波の公平かつ能率的な利用の観点から実情に則しているとして認められる場合とする。
- (5) (略)

注：表中下線部は、変更部分を示す。

## 「20W時代」達成、新たな課題克服へ

その後、多くのコミュニティ放送局が送信電力20Wへの増力を申請し、許可された。また、この時期以降に開局した新局は、その多くが最初から送信電力20Wでの放送開始を実現している。

1Wから10W、そして20Wへと、規制は緩和されたが、未だに対応する自治体全域をカバーできない放送局も多い。また、行政では現在、2005(平17)年3月31日までに合併を行った市町村に対し支援措置を講ずるという特例法を施行するなど、積極的に市町村合併を進めているが、それによる放送サービスエリアにどう対応していくかという問題も出てきている。JCBAにとっては、この「20W時代」達成は一つの通過点に過ぎず、これからも送信電力と放送エリアに関しては、多くの課題に取り組んでいかねばならない。



スタジオの風景より  
(エフエムマザーシップ・和歌山県湯浅町)

## 放送電力1Wから10W、10Wから20Wへの増力達成までの足跡

### 1994(平6)年

- 7月～8月 JCBA、「第1回コミュニティ放送サミット守口」開催。送信電力規制緩和についての取り組みを決議
- 8月 「エフエムもりぐち」、守口市内120ポイントを対象に、送信電力1Wにおける電波の伝播実態の調査を行う
- 9月 JCBA、郵政省放送行政局第二業務課(現：総務省情報通信政策局地上放送課)に送信電力増力の要望を打診  
JCBA、郵政省と協議。その際、郵政省から送信電力1Wにおける電波の伝播実態調査の提出を要請される  
JCBA、郵政省に「エフエムもりぐち」の聴取実態調査結果を提出  
「FMいるか」、送信電力1Wにおける電波の伝播実態の調査を行う
- 10月下旬 JCBA、「FMいるか」の聴取実態調査結果を郵政省へ提出
- 11月8日 JCBAの木村太郎会長(当時)と西野鷹志副会長(当時)、郵政省の江川晃正放送行政局長(当時)と会談。  
規制緩和を要望
- 12月18日 郵政省、電波監理審議会にコミュニティ放送の増力等、規制緩和に関する諸事項を諮問

### 1995(平7)年

- 1月17日 「阪神・淡路大震災」発生。コミュニティ放送への価値認識高まる
- 2月23日 電波監理審議会、郵政省に規制緩和原案は妥当と答申。コミュニティ放送の送信電力10Wの上限が認められる
- 3月9日 郵政省、コミュニティ放送の各種規制緩和を官報に告示。同時に全国の電気通信管理局に省令通達を行う

### 1996(平8)年

- 4月22日 郵政省、「エフエムもりぐち」に第1号の10W本免許を交付

### 1997(平9)年

- 5月26日 郵政省、コミュニティ放送の増加を受け、電気通信技術審議会に「FM放送局の置局に関する技術的条件」を諮問
- 6月～平10年4月 FM放送置局技術委員会発足。「FM放送の現状」「受信関係」「送信関係」の三つの分科会が置かれる  
JCBAは主に「受信関係」を担当

### 1998(平10)年

- 4月21日 電気通信技術審議会、「FM放送局の置局に関する技術的条件」の審議結果、及びその方向性は妥当と郵政省に答申

### 1999(平11)年

- 1月11日 郵政省、電気通信技術審議会の答申を受け、電波監理審議会に「放送用周波数使用計画の一部変更案」を諮問。  
改正案の中にコミュニティ放送の送信電力は20Wに引き上げるとの記載あり
- 3月30日 電波監理審議会、郵政省に「放送用周波数使用計画の一部変更案」は妥当と答申、  
コミュニティ放送の送信電力20Wの上限が認められる

### Ⅲ. 著作権交渉の歩み(1)

1994(平6)年7月～1996(平8)年4月

## 第一次著作権交渉

#### コミュニティ放送にとっての著作権問題

コミュニティ放送の出力、エリアは、マスメディアに比べ圧倒的に小規模だ。しかし、「さまざまな情報を番組として電波に乗せ、視聴者に送り届けること」という放送事業者の基本的な目的は同じである。その内容は、ニュース、生活関連情報、エンターテインメント情報、街ネタ、またCM(コマーシャル・メッセージ)など、非常に多岐にわたっており、その量も膨大である。そして、番組の制作過程で「音楽」という“他者の財産”を使用しないケースは稀といえる。

「音楽」は、作曲家や作詞家など、音楽制作を職業とする人々の作品であり、言い換えれば彼らの貴重な「財産」だ。「財産」を使用する場合には、権利者の許諾が必要であり、“使用料”の支払いが発生する。この権利が「著作権」(※3)である。マスメディアに限らずコミュニティ放送にとっても、音楽・音源は毎日の放送に欠かせない。小規模だからといって、権利を無視した「無許諾・無料」はあり得ないのである。

JCBAが発足する以前に開局したコミュニティ放送局でも、音楽の著作権問題は重要視されていた。著作権団体である日本音楽著作権協会(JASRAC)との音楽著作権に関する話し合いは、1992(平4)年に開局した第1号局「FMいるか(函館山ロープウェイ)」の放送開始からすでに始まっていた。しかし、当時、コミュニティ放送局が日本民間放送連盟(民放連)に加盟するのか、独自の団体を設立するのが見通せない時期であり、かつ、1局のみの開局という現状から、時期尚早と先送りになっていた。

コミュニティ放送局の団体として船出を果たしたJCBAにとって、「送信電力の増力実現」と「著作権の処理」は早急な解決を必要とする大きな課題であった。

#### ※3【著作権】

「著作物を複製し、頒布することで利益を受ける排他的な権利」として著作権法に定められている権利。著作物とは出版物、映画、ビデオ、絵画、建築、音楽など、思想または感情を創造的に表現したもののことであり、それらは著作権者の許諾なく使用、改変、複製等を行うことができない。この権利は、原則的に著作者の死後50年間存続する。

著作権は、「著作者の権利」と「著作隣接権」に大別される。著作者の権利とは、財産権としての著作権(複製権、上演権、公衆送信権など、著作物の使用、複製において、それを許諾したり、経済的利益を求めることのできる権利)と、著作者の人格的利益を保護する著作者人格権(公表権、同一性保持権など、著作物を勝手に公表したり、改変することを防ぐための権利)を保護するためのもの。著作隣接権とは、実演家、レコード製作者、放送事業者など、著作物を社会的に伝達する役割を担う者の権利を保護するためのものである。著作権者・著作隣接権者はその管理を第三者に委託することができる。

#### 第一次著作権委員会発足

JCBAは、これら二つの大きな課題を解決するため、監督官庁との放送行政に関する交渉(増力問題等)とともに、各種著作権団体との著作権交渉を開始した。

まず、1994(平6)年7月21日、「第1回全国コミュニティ放送サミット」の最終日から、JASRACとの交渉が始まった。

この年は開局が続き、加盟局も14となったが、解決を急がれる課題、難問を抱え、ほとんどの局が複数の役割を兼務しながら活動するという大変な時期でもあった。その中、交渉窓口の充実を図るべく、1995(平7)年1月31日、東條会館(東京都千代田区)で開催された加盟全社出席の拡大幹事会の席上、著作権問題に専門的に取り組む「第一次著作権委員会」が発足した。委員長には湘南平塚コミュニティ放送の取締役総務部長であった竹田威氏が推され、他5委員で構成された。そして幹事会と連動し、音楽著作権団体に、コミュニティ放送という「既存放送事業者とは違う放送事業の特色」の理解を求め、音楽著作権使用料などの新ルールづくりに着手した。

#### ■発足時の第一次著作権委員会委員(役職は当時)

委員長	竹田 威 (湘南平塚コミュニティ放送 取締役総務部長)
委員	松井敬治 (函館山ロープウェイ・FMいるか 専務取締役)
	笛吹恭子 (エフエムもりぐち 企画編成デスク)
	金子輝明 (エフエム豊橋 チーフプロデューサー)
	多田雅巳 (エフエム・サン 専務取締役)
	清野隆志 (エフエム新津 代表取締役専務)

#### 日本音楽著作権協会(JASRAC)との交渉

音楽著作権については、放送業界で「著作権3団体」(※4)と称される「社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)」「社団法人日本レコード協会(RIAJ)」「社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)・実演家著作権隣接権センター(CPRA)」が著作権者等から委託を受け、著作権等の管理、使用料の徴収・分配を行っている。当時、放送業界では、それら3団体と使用料規程等の契約を交わすのが一般的であった。

そこで、民放連と3団体との契約方式を念頭に、JASRACとの本格的な交渉が始められた。その方式とは、日本音楽著作権協会との交渉を先行。その契約締結により、残る2団体に対して支払う著作権使用料を準

じて決定する。支払方法は楽曲単位に支払う個別方式ではなく、放送局の年間営業収入等に応じて支払うブランクセット(包括)方式(※5)だった。

1995(平7)年2月14日、初めての会合で竹田委員長がJCBAの交渉窓口として著作権委員会を創設したことを報告。お互いに迅速な課題解決に向けて努力することで合意し、「著作権使用料規程」という新しいルールづくりに邁進することとなった。

ルールづくりは、相互の理解を深めるための「実態の資料づくり」から始まった。3月27日の第1回協議でJASRACから、コミュニティ放送局の音楽・楽曲の使用状況を把握したいとの依頼があり、それを受け、JCBAが全局での調査を実施し、結果を7月24日に報告した。8月31日、第2回協議でJASRACから、その調査報告をもとに、コミュニティ放送における音楽著作権使用に関する「第一次著作権使用料規程(案)」の提示があった。

その内容は、「ブランクセット方式の適用及び、使用料はコミュニティ放送全局一律年額120万円を最低額とし、個別局の年間収入に一定の率を掛けて算出した額との対比で、金額の高いほうを取る」というものだった。

この提案は、当時のイベント放送局(博覧会等催し物の開催期間中に一時的に開設するFM局)が使用料として支払っていた「月額10万円」をベースに設定されており、一般的に免許を与えられた放送局に対する使用

料としては、前例のない破格な安さとなっていた。

JASRACがこの提示に至るまでには、著作権委員会と多くの交渉が重ねられた。その間、JCBA加盟社から「利益が出た場合には支払う」など、著作権保護を無視した意見も出たが、この提示を境に具体的なルールづくりが進んでいく。

#### ※4【日本の音楽著作権における「著作権3団体」】

##### ■社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

1939(昭14)年に設立。日本国内の作曲家・作詞家、音楽出版者から著作権の管理を委託されており、また、外国曲については76カ国3地域の105団体(2003年9月現在)と管理契約を結び、使用料の徴収・分配業務を行っている。日本の音楽業界において権利の集中管理機構としての責務を果たしている。

##### ■社団法人日本レコード協会(RIAJ)

1942(昭17)年4月設立。文化庁所管の公益法人であり、レコード製作者を代表する団体である。商業用レコードの二次使用等に関する使用料の徴収・分配業務のほか、レコード製作者の著作権隣接権保護を始めとする諸問題について、積極的な活動を展開している。

##### ■社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)／

##### 実演家著作権隣接センター(CPRA)

1965(昭40)年に設立された「社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)」は、俳優、歌手、演奏家などの実演家から委任を受け、放送におけるレコードの二次使用等に関する使用料の徴収・分配業務のほか、実演家の福祉事業等を行っている。67団体、約7万人(2003年4月現在)の芸能実演家によって構成されている。「実演家著作権隣接センター(CPRA)」は芸団協内の独立的専門機関として1993(平5)年10月に発足し、著作権隣接業務を行っている。

#### ※5【ブランクセット方式(包括方式)】

音楽等がラジオ放送などで使用された場合、その使用料を1曲ずつ、著作権者に直接支払うのではなく、管理を委託された著作権管理団体が、放送局の放送規模や収入などにより、あらかじめ年間使用料を割り振って徴収する方式。放送局側の著作権使用料支払いにあたっての事務手続きの簡略化が目的である。もともとラジオ局の数が多く、放送で音楽が使用される機会の多いアメリカ合衆国で採用されていた。日本では1970年代後半から採用。

## Column ② コラム

鈴木康仁(すずき・やすひと)

(演出・脚本家/放送作家 株式会社ムーンライターズ代表)

### 作り手のオリジナリティを支える「著作権」

大学在学中からラジオのライターとしてスタートし、日本放送作家協会/日本脚本家連盟の会員になり、NHKや民放各局のラジオを聴くリスナーと向かい合って30年になります。活字メディアとは違う耳から入る言葉や音楽の世界で、数え切れない番組を制作し放送してきました。それも主にリスナー密着度の高い日常的な生放送が多く、一瞬のヒラメキとキラメキ、その繰り返しの毎日です。

ラジオは肉声を伴うだけに、音楽の要素が極めて強く、耳に心地よい、しかもイメージを鮮明に作り上げ、なめらかなコミュニケーションを図らなくてはなりません。何もなかったところに、判りやすい言葉と愛される音楽で番組を構成し制作して、色彩と香りを与え、ハートをノックしていく。これは、目には見えない何気ないことのようにですが、全ての要素には作家たち(音楽家たち)のオリ

ジナリティが存在します。それを世界的な規模で保護し、新たな創作という営みを支えているのが「著作権」です。この「著作権」は、地域密着型の防災と娯楽のメディア、コミュニティ放送も、規模は小さくても守らなくてはいけない義務であり、経営者やスタッフも理解しなくてはいけないことです。

番組の構成や脚本などの分野は今後整理整頓を続けるとして、JCBA並びに会員各局は、早い時期からこの「著作権」に対する理解を示し、委員会を設立、決して豊かではない各局の台所事情を配慮しながら音楽使用料をJASRACや先発既存メディアと根気よく交渉、意見交換を続け、ルール作りをされました。このご努力に心より賛辞を贈ると同時に、経営者やスタッフ、市民ボランティアやリスナーにも、著作権の存在意義と“作品”を大切に作る気持ちを広めていただきたいと思います。



## JCBAの要望、そして締結へ

しかし、他放送メディアの使用料に比べて“破格な安さ”とはいえ、年額120万円は開局間もないコミュニティ放送局にとって、かなりの負担であった。そこで、JASRACに、新しい放送メディアであるコミュニティ放送局の「既存放送事業者とは違う放送事業の特色」のさらなる理解を求め、さらなる協力を要請した。

JCBAの主張は、主に次の2点に集約された。

- (1) コミュニティ放送局は、事業体を株式会社とし、CM収入を主とする商業放送であるが、地方自治体との第三セクター方式も多い。それらの局は営業収入の大半を自治体からの広報予算に依拠しているが、「街のインフラ的な放送事業」として認識されており、補助金的な性格が強い。また、民間企業からの出稿も「我が街の放送局」への支援というケースが多い。この自治体や市民の熱意の集合体とも言える営業収入を、既存放送メディアと同じ商業放送収入と即断しないでほしい。
- (2) コミュニティ放送局は、サービスエリアも市町村の一部に限定されており、短期間で軌道に乗り安定した収入を得られる事業とは考えにくい。しかし、地域住民に夢を持って迎えられている放送局であり、地域の期待に応えられる体力がつくまで応援するという気持ちで使用料を算出してほしい。

単に使用料の高い・安いを争点にせず、地域のインフラとしての価値、住民の利便性の促進、文化の向上

など、コミュニティ放送が新しい放送メディアとして地域で果たす役割の重要性、貢献度の高さをアピールしたのである。

このように、著作権委員会の委員や事務局により、JASRACに対してJCBAの特殊性や本質の理解を図る粘り強い努力が続けられた結果、著作権委員会発足より1年2カ月にわたる協議は、当初の最低提示金額の最大12分の1という低額での決着を見た。

そして、著作権他2団体(レコード協会・芸団協)への使用料の支払いも、両団体からJASRAC同様の理解を得て、JASRACとの契約をベースに、JASRACの使用料に一定料率を乗じた金額を支払うことで決着した。

### JASRACとの第一次音楽著作権使用料契約 (主なルール)

1. 音楽著作権使用料算出対象の営業収入とは、電波料(タイム及びスポット収入)であり、次の計算で算出する。
  - (1) 自治体からの収入は、年間総額の50%を控除する。
  - (2) その他の一般収入は、年間総額の20%を控除する。
2. 上記により算出された営業収入の額により、音楽著作権使用料は次の段階表により支払う。

放送事業者の年間収入	平成6年度	平成7年度から平成9年度まで	平成10年度から平成11年度まで
7000万円以上	12万円	60万円	72万円
7000万円未満5000万円以上	8万円	40万円	48万円
5000万円未満3000万円以上	4万円	20万円	24万円
3000万円未満	2万円	10万円	12万円

## 第一次音楽著作権使用料契約締結までの足跡

### 1994(平6)年

- 7月21日 JCBA、「第1回全国コミュニティ放送サミット守口」終了後、守口市で日本音楽著作権協会(JASRAC)の担当部長と初会合

### 1995(平7)年

- 1月31日 JCBA、「第一次著作権委員会」を委員6名で組織化。  
委員長に「湘南平塚コミュニティ放送」取締役総務部長の竹田威氏(当時)を選出
- 2月14日 竹田委員長、JASRACにJCBA側の交渉窓口として著作権委員会の設置を報告。契約化へ動く
- 3月27日 著作権委員会、JASRACとの第1回協議。JASRACより、コミュニティ放送各局の音楽使用の実態調査依頼あり
- 7月24日 著作権委員会、JASRACにコミュニティ放送各局の音楽使用実態調査結果を提出
- 8月31日 JASRAC、著作権委員会に「第一次著作権使用料規程(案)」を提示。年額最低120万円との記載あり
- 9月21日 JCBA、函館市での経営者会議後の拡大幹事会において、JASRACの提案について協議。  
JCBA案の作成を著作権委員会に指示
- 11月2日 著作権委員会、JASRACにJCBA案を提示
- 11月17日 JCBA、11月2日のJCBA案に対するJASRACの「第一次著作権使用料規程(修正案)」を幹事会にて協議

### 1996(平8)年

- 1月23日 竹田委員長、日本民間放送連盟(民放連)著作権委員会と会談
- 1月26日 JCBA、著作権委員会と幹事会の合同会議でJASRAC「第一次著作権使用料規程(修正案)」を協議。  
方向性を是とし、金額面での折衝に絞る
- 1月30日 著作権委員会、JASRACにJCBA修正案を提示
- 2月14日 JASRAC、著作権委員会に最終案提示
- 2月28日 JCBA、著作権委員会と幹事会の合同会議でJASRAC最終案を協議。  
概要を是とし、契約案を次回理事会に諮ることを決定
- 3月12日 JCBA、理事会にて著作権使用料契約の要綱を承認
- 4月25日 JCBA、JASRACと「著作権使用料協定」を締結

### 1999(平11)年

- 3月31日 レコード協会、芸団協と「著作権(レコード)二次使用料協定」を締結

## IV. 著作権交渉の歩み(2)

2001(平13)年3月～2002(平14)年11月

# 第二次著作権交渉

## 第二次著作権交渉の開始

第一次著作権委員会が1996(平8)年締結した「音楽著作権使用料協定」は1999(平11)年度に期限満了を迎え、2000(平12)年度は自動更新されたが、JASRACから新たな契約締結を強く要望され、2001(平13)年3月23日、第二次著作権交渉が開始された。

交渉は、2001(平13)年度以降の著作権使用料についての情報交換という形でスタートした。JCBAは、コミュニティ放送局の運営はまだ厳しい状況にあり、また、同年10月1日より施行予定の著作権等管理事業法により著作権使用料の増加が予想されることなどから、「現行のまま契約」と要請したが、JASRACの対処は前契約とは比べものにならない厳しいものだった。

JASRACの第二次著作権交渉の基本方針は、「一般的な音楽著作権使用料規程は、年間放送事業収入の1.5%、もしくは120万円となっている。前回のJCBAとの契約では、その特殊性も勘案し、最低支払額が一般基準の10%となっていたが、できるだけ基準に近づきたい」というものであり、同時に「営業収入に関してのさまざまな控除の見直し、特に自治体からの補助金等収入の50%控除を見直したい」との強い意向もあった。

この提案の背景には、海外における著作権使用料の実態が大きく関わっていた。著作権に対する重要性の認識が高い海外では、年間営業収入の5～6%という水準が一般的であり、日本もこれに準ずるよう要望されていた。これに伴いJASRACでは、コミュニティ放送に限らず、民放・NHKを含めた放送メディアの著作権使用料の水準を引き上げる方針であった。

そこでJCBAは、検討のたたき台となる具体案をJASRACに要求。5月2日、新たな契約に向けての「第二次著作権使用料規程(案)」がJASRACより提示された。使用料率は「前年度の全放送収入から控除額を除いた放送事業者の収入区分に定める年額の使用料」となり、その料率も大きくアップ。控除については、自治体からの補助金等による収入の50%控除を撤廃するという非常に厳しいものであった。

## 第二次著作権委員会発足

これを受け、5月22日に開催された平成13年度第1回理事会において、専門的に著作権問題に取り組む「第二次著作権委員会」が発足。著作権問題におけるJCBAとしての二つ目の大きな波に取り組むこととなった。

### ■第二次著作権委員会委員(役職は当時)

委員長	中尾幸夫	(湘南平塚コミュニティ放送 取締役副社長)
委員	桑原 実	(藤沢エフエム放送 局長)
	板倉あつし	(大和ラジオ放送 プロデューサー)
	早野久則	(フラワーコミュニティ放送 放送局長)
	川崎 博	(エフエム甲府 取締役本部長)
	鈴木義雄	(横須賀エフエム放送 取締役総務部長)

同年6月、7月の2回にわたり、第二次著作権委員会によってJASRACの「第二次著作権使用料規程(案)」に基づくシミュレーションが行われ、その結果をベースに課題、問題点が抽出された。シミュレーションでは、JCBA全体の著作権使用料は、自治体収入控除を現行に据え置いても対前年比で約2倍、控除が撤廃された場合は約2.36倍という結果となった。この試算をもとに、7月10日、JASRACとの協議が開始された。

しかし、「前年対比使用料に乖離がありすぎる場合は、経過処置を考慮する」「5年間で段階を設け、年度によって急に支払いが増えた場合は考慮する」という譲歩を引き出すにとどまり、自治体収入控除の撤廃など、基本線に変更の余地は見出せなかった。



貴重な「財産」である「音楽」は大切に使用します。  
(写真：フラワーラジオ(埼玉県鴻巣市)のCDライブラリー)

## JCBA代替案の提示、担当理事設置へ

2001(平13)年8月14日、第二次著作権委員会は、先のJASRACとの協議を踏まえ、具体的な交渉についての検討を開始する。まず、著作権使用料の世界水準とのギャップ、「著作権」という権利の重要性等の観点から、使用料を今までどおり低水準に保つのは無理があるとの認識に立ち、各局の負担増をいかに食い止めるかを最重要課題として交渉に当たることが確認された。

第1段階は、コミュニティ放送各局の自治体収入控除についての意思統一から開始。当時のコミュニティ放送局は第三セクターとしての開局が多く、自治体からの広報予算がその収入の大きな部分を占めるという実態があり、1999(平11)年度の実績では、JCBA全体における総収入の約4分の1を占めていた。

この収入に対する50%控除が撤廃されれば、多くの局が深刻な負担増に陥る。また、自治体収入は、他の放送メディアにおける商業ベースの放送収入とは違い、「地域情報、防災関連情報発信のキー局としての役割に対する補助金」という意味合いが強く、そこから一定の料率が控除されるのは整合性がある——。これらの観点から、自治体収入控除の存続を図り、著作権使用料をできる限り抑える方針とした。

第2段階としては、国際水準への引き上げというJASRACの固い意志がある限り、単に主張を繰り返すだけでは交渉の進展は望めない。JCBAとしての代替案を提示する必要があるとの結論に達し、代替案の作成が開始された。

代替案の基本としては、著作権使用料の増加を個別局が負担するのではなく、JCBA全体で負担するという観点に立ち、料率の不公平感をなくすため、「年間収入に一定の率を掛けたもの」という案の採用も視野に入れて検討することを確認。この案が採用されれば、収入の少ない局は使用料が減少し、多い局は使用料が増加する。しかし、一定の率を低めに設定すれば、JASRAC提示案と大きく乖離することが予想された。

検討を重ねた結果、最終的なJCBA代替案の骨子は、「期間は2001(平13)年度から2005(平17)年度までの5年間とする」「自治体収入等の控除は現行どおりとする」「収入段階制の使用料を年間収入に一定の料率を掛けた使用料とする」「料率については、初年度(平成13年度)0.66%(現在適用率)×105%(物価上昇率)=0.69%とし、以降、毎年5%の増加。最終(平成17年度)には0.84%とする」というものであった。

同年9月4日の理事会において、JASRACの提示案に

よる平成13年度使用料の各局別シミュレーションを説明、同時にこの代替案が提示された。検討の結果、各局の経営に大きな影響を与えるとの観点から、加盟全社の合意を得るべく、各地区ごとに著作権担当理事を決め、地区ごとに詳細な説明をすることが決定された。

### ■著作権担当理事

北海道地区	石黒英男	(エフエムくしろ)
東北地区	玉井 恒	(山形コミュニティ放送)
信越地区	大矢良太郎	(柏崎コミュニティ放送)
北陸地区	須磨孝一	(富山シティエフエム)
東海地区	伊藤良成	(エフエム豊橋)
近畿地区	田中康弘	(エフエムもりぐち)
中国地区	田中宏行	(エフエムふくやま)
四国地区	安東弘志	(エフエム高松コミュニティ放送)
九州地区	田端 敦	(天神エフエム)
沖縄地区	新崎康浩	(沖縄市エフエムコミュニティ放送)

## 焦点となった自治体収入控除

2001(平13)年10月29日、JASRACとの第2回協議が行われ、JCBAとしての代替案が提示された。これに基づき検討が行われた結果、再度、使用料案をJASRACより提示することで合意した。

そして、11月7日、JASRACより「第二次著作権使用料規程(修正案)」が提示された。内容は「使用料率は1.2%とする」「控除は広告収入の20%。自治体収入控除は撤廃」「最低使用料の設定(年度毎逓増)」「使用料率について、年度別に調整係数を新設し、2005(平17)年度まで段階的に増率」というものであった。

使用料率については、JCBAの提案は通らなかったものの、1.2%、さらに調整係数の新設により段階的措置を適用することになり、当初案に比べてかなりの譲歩が見られた。この使用料率と調整係数については、その後もJASRACと何度も協議を重ねられたが、最終案は提示どおりとなった。

残る最大の問題は、「自治体収入控除の撤廃」と「最低使用料の新設(年度毎逓増)」であった。同年11月8日、山梨県甲府市で開催された関東地区コミュニティ放送協議会の終了後、急遽、著作権委員会を開催。提示案の分析を急ぐとともに、協議の過程で、JCBA全体での事務一括処理を条件に、そのパフォーマンスコストを加味し、引き下げ交渉をすることも検討された。

そして、11月16日の理事会において、JASRACの「第二次著作権使用料(修正案)」の分析・検討結果が報告

された。その結果、「最低使用料の設定については撤廃を求める」「自治体収入控除は存続を要望」「JCBA事務一括処理も視野に入れて交渉」という対応策が決定された。

11月27日、これを受け、第二次著作権委員会は、2000(平12)年度の加盟社年間収入をベースに具体的なシミュレーションを実施し、最低使用料設定の撤廃と自治体収入控除の存続を中心とした要望をJASRACに申し入れた。その結果、JASRACより提示された修正案は、最低使用料設定は撤廃されたものの、自治体収入と広告収入は一律20%控除というものだった。

これ以後は、この控除率が交渉の焦点になっていく。

### 第二次著作権使用料契約の締結

2001(平13)年12月19日、第二次著作権委員会は、再度JASRACに対して自治体収入控除40%を要望した。協議の結果、JASRACより2001(平13)年度は50%、2005(平17)年度は20%にする逓減方式の調整係数の提示がなされた。

2002(平14)年1月10日、第二次著作権委員会はJASRACの最終提示に応ずることとし、「第二次著作権使用料契

約最終案」として調整の上、JASRACに提示する結論に達した。

1月22日、芝パークホテル(東京都港区)で開催された著作権担当理事・著作権委員会合同の会議において、交渉経過、最終提示案の説明が行われ、承認された。

7月31日、JASRACとの最終交渉で契約締結条件の最終確認を行い、8月22日の平成14年度第2回理事会で承認され、契約の締結に至った。

7月11日から、著作権他2団体(レコード協会・芸団協)との「レコード二次使用料」の交渉も始まっており、両団体からJASRAC同様の理解を得て、8月23日、JASRACとの契約をベースに、2001(平13)年度のJASRACの使用料に一定料率を乗じた金額を支払う逓増方式で決着を見た。

11月21日、平成14年度第3回理事会にて、レコード協会・芸団協との契約条件を報告。承認を受け、第二次著作権委員会発足より1年6カ月にわたる交渉が終了した。第一次著作権委員会同様、委員及びサポートした事務局の粘り強い努力の結果、当初のJASRACの提示案より有利な条件での決着に至ったのだ。

## 第二次音楽著作権使用料契約締結までの足跡

### 2001(平13)年

3月23日	JCBA、JASRACと第二次著作権交渉開始
5月2日	JASRAC、JCBAに「第二次著作権使用料規程(案)」を提示
5月22日	JCBA、平成13年度第1回理事会において「第二次著作権委員会」を委員6名で組織化。委員長に「湘南平塚コミュニティ放送」取締役副社長の中尾幸夫氏(当時)を選出
6月26日	著作権委員会、JASRACの「第二次著作権使用料規程(案)」に基づくシミュレーションを行う(第1回)
7月4日	著作権委員会、JASRACの「第二次著作権使用料規程(案)」に基づくシミュレーションを行う(第2回)
7月10日	JCBA、シミュレーション結果の試算をもとに、JASRACと協議
8月14日	第2次著作権委員会、7月10日の協議内容をもとに、JASRACとの具体的な交渉についての方向性を検討。JCBA案の作成に着手
9月4日	JCBA、平成13年度第2回理事会において、JASRAC案及びJCBA代替案を検討。加盟全社の合意を得るため、各地区ごとに著作権担当理事を選出
10月29日	JCBA、JASRACにJCBA案を提示
11月7日	JASRAC、JCBA案を受けて「第二次著作権使用料規程(修正案)」を提示
11月8日	著作権委員会、修正案を検討
11月16日	JCBA、平成13年度第3回理事会において、JASRACの修正案を協議
11月27日	著作権委員会、JASRACの修正案に基づくシミュレーションを行う 検討の結果、JASRACに最低使用料設定の撤廃と自治体収入控除の存続を中心とした要望を提示
12月19日	JASRAC、最低使用料の撤廃に応じ、自治体収入と広告収入は一律20%控除とする修正案をJCBAに提示 著作権委員会、JASRACに自治体収入控除40%を改めて要望 JASRAC、2001年度は50%、2005年度は20%にする逓減方式の代替案を提示

### 2002(平14)年

1月10日	著作権委員会、JASRACの最終提示に合意。「第二次著作権使用料契約最終案」として調整の上、JASRACに提示することを決定
1月22日	JCBA、著作権担当理事と著作権委員会合同会議において、JASRACの最終案を承認
7月11日	JCBA、レコード協会及び芸団協と「レコード二次使用料」の交渉を開始
7月31日	JCBA、JASRACと最終交渉。契約条件の最終確認を行う
8月22日	JCBA、平成14年度第2回理事会にて著作権使用料の要項を承認
8月23日	JCBA、レコード協会及び芸団協と「レコード二次使用料」について合意
11月21日	JCBA、著作権委員会より平成14年度第3回理事会にてレコード協会及び芸団協との契約要項について報告を受け、承認